

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

当商工会近郊の災害発生状況および想定される災害発生の情報は、富士見町が策定した富士見町防災マップ(平成30年3月更新版)及び、J-SHIS(防災科学技術研究所)が発行する地震ハザードステーションにより状況分析を行う。

(1) 災害発生のリスク

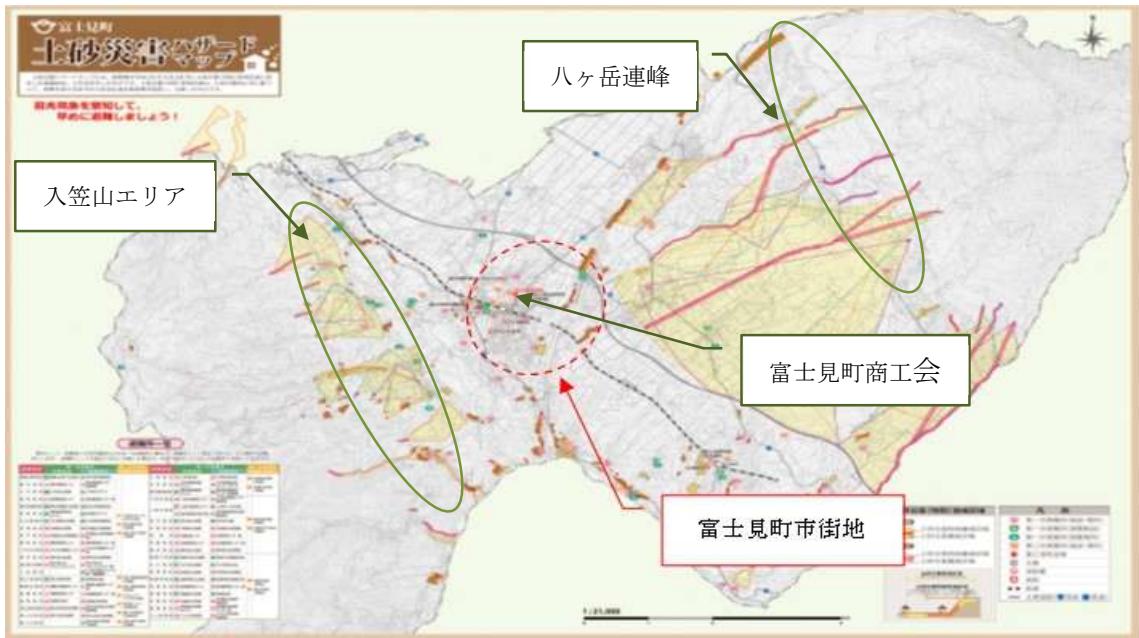
(1)-1. 富士見町の俯瞰図



諏訪地域の東端、八ヶ岳連邦と赤石山脈(南アルプス)北端の入笠山に挟まれた、標高900—1400メートルの高原地帯に位置し、山梨県と県境を接する。

富士川水系と天竜川水系の分水界があり、富士川の上流で甲六川が富士見町と北杜市小淵沢町の白州町地区の境目にある国道20号（甲州街道）の新国界橋の下で釜無川に合流する。富士見町南部で立場川が合流した後、南東方向に、宮川が北西方向に流れ諏訪湖に注ぐ。標高が高いため、夏は冷涼で、冬の寒さは厳しい。ケッペンの気候区分では亜寒帯湿潤気候に属する。

(1)-2. 土砂災害



富士見町の防災ガイドマップ(土砂災害ハザードマップ)を見ると、富士見町役場、学校等の公的機関が集中する中心街は洪水及び土砂災害の発生がない非常に安定した地域である。

一方、東部の八ヶ岳連峰の赤岳及び天狗岳と西部の入笠山の尾根には、広範囲にわたり大規模な土砂災害(特別)警戒区域に指定されている。

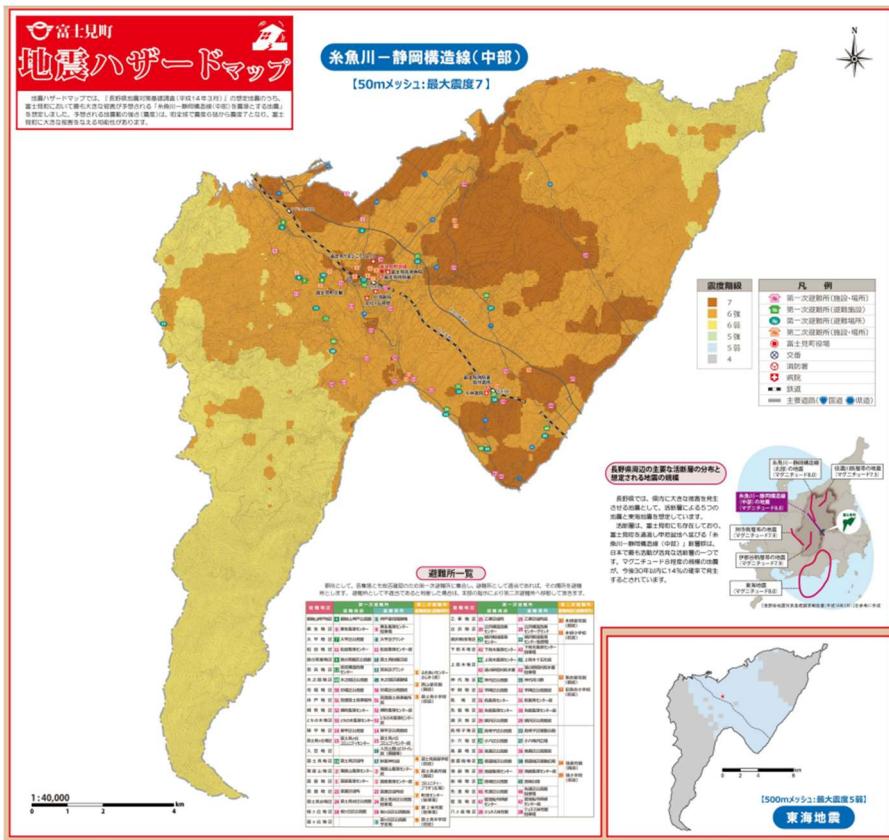
(1)-3. 地震 (J-SHS(日本防災研究所) 2019年版データを引用する)

富士見町の位置と活断層分布



富士見町周辺における活断層の分布は西部直近には新潟県糸魚川市から静岡県に掛けて、「糸魚川-静岡構造線断層帯」が南北に縦断している。

糸魚川-静岡構造線断層帯(中部)地震発生時の揺れ想定



富士見町防災ガイドマップ
(地震ハザードマップ)では
「糸魚川-静岡構造線(中
部)」地震が発生した場合に
大きな影響があり、富士見町
全体が震度6弱～震度7の大き
な揺れに見舞われることが想
定されている。この地震が建
物への影響は、富士見町中心
街においては0～20%未満の全
壊率であるが、古い建物が多
い旧甲州街道(国道20号線)沿
いの栗生地区、および木之間
地区の西山の一部では、全壊
率50%以上の被害が想定され
ている。

(1)-4. 感染症・サイバー攻撃 その他自然災害以外

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急な
まん延により、富士見町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

商工会が果たす地域へのサービス機能を維持するためにも【感染症に備えた事業計画】を策定し普
段の準備を行う必要がある。また、災害に備える取り組みのほかに、情報漏洩や不正アクセスなど
情報セキュリティやサイバーリスク対策に関する備えも重要で、準備していく必要がある。

(2)商工業者の状況

- ・商工業者等数 594人
- ・小規模事業者数 506人

表-1 商工業者の業種別内訳 (出典 長野県下商工会の概要 データ編 令和7年7月1日現在)

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	その他	合計
管轄内事業者総数	138	115	13	63	62	161	42	594
(内)小規模事業者数	117	98	11	54	53	137	36	506
立地状況	町内全域に分布							

(3)これまでの取組

ア 富士見町の取組

・富士見町地域防災計画 (令和6年3月改定 富士見町防災会議)

富士見町では、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び富士見町防災会議条例(昭和37年条例第24号)第2条の規程に基づき、富士見町防災会議が作成。

町、県、関係機関、住民等がそれぞれの役割を認識しつつ、相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

・防災啓発活動

災害の際、その被害を最小限にとどめるためには、何より住民の一人一人の日ごろからの備えと災害時の適切な行動が肝心であり、あらゆる機会を利用して住民に対し、地域ごとに防災訓練を実施しつつ、自主防災会の育成を図ると同時に防災知識の高揚、防災知識の向上を図る。

・防災備品の備蓄

地震防災緊急事業5箇年計画等に基づき、町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない住民を想定して食料の備蓄を実施する。

大規模災害時は広範囲な市場流通の混乱、物資の入手難が予想されるため、道路の復旧とともに流通インフラがある程度回復し、他地域からの救援物資が届くまでの間、町民の生活を確保するため、食料や生活必需品及び防災用資材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進している。

・新型インフルエンザ等対策行動計画

新型コロナウイルス感染症等の対応は、富士見町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき実施する。新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防ぐことは不可能であることを前提として計画を策定。国、県、事業者等と相互に連携し、医療の確保や町民生活・町民経済の維持を図る。

イ 当会の取組

- ・小規模事業者に対する災害リスクやBCP計画の策定支援および普及啓発
- ・あいおいニッセイ同和損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・事業継続力強化計画支援策定のための行政担当課との連携
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・富士見町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・感染症発生に対する対策

危機管理マニュアルP25～27に示す

2 課題

現在、当商工会と富士見町の緊急時の取組については十分な連携体制が整っているとは言えず、漠然とした連絡を取っているだけである。さらには、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が不足している。

また、感染症において、町内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大に備えてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

3 目標

- ・町内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発生時の連絡を円滑に行うため、当商工会と富士見町との間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、町内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年12月1日～令和12年11月30日)

5 事業継続力強化支援事業の内容

当商工会と富士見町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

令和5年に締結した「危機発生時等の支援活動に関する協定書」や令和5年6月に策定した「感染症発生に備えた事業継続計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害や感染症発生時に速やかに応急対策等に取り組めるようとする。

ア 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償の損害保険・共済加入等)について説明する。
- 会報や町広報、ホームページ等において、本計画を公表する。
- その他、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものも含む。)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤報に惑わされることなく、冷静に対処することを周知する。

イ 商工会自身の事業継続計画の作成

- 富士見町商工会 危機管理マニュアル(Ver. 6) 【令和4年7月総合作成】 別添

ウ 事業者BCP策定等に向けた関係団体との連携

- 連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、

会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等をする。

- ・「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し、BCPの策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- ・関係機関に普及啓発ポスターの掲示、セミナーの共催等

エ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・富士見町事業継続力強化支援協議会(構成員:当商工会、富士見町、法定経営指導員)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

オ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度5強の地震)が発生したと仮定し、富士見町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

(2) 発災後の対策

地震、台風等の自然災害の発生時は、人命救助が第一である。そのうえで、下記手順で町内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間内に予め決めてある安否確認システムにより、役職員及び家族の安否確認を行う。
- ・安否確認の責任者は、安否確認を踏まえ出勤勤務可能人員を把握する。
- ・被害状況の確認者は、商工会業務継続に係る家屋、設備の被害状況を把握する。

イ 応急対策の方針決定

- ・当商工会と富士見町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・下記の被害規模を目安として、応急対策の内容を決定する。
- ・職員は、危機管理マニュアルの緊急時の役割分担の業務を担う。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・町内10%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・町内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・町内1%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・町内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

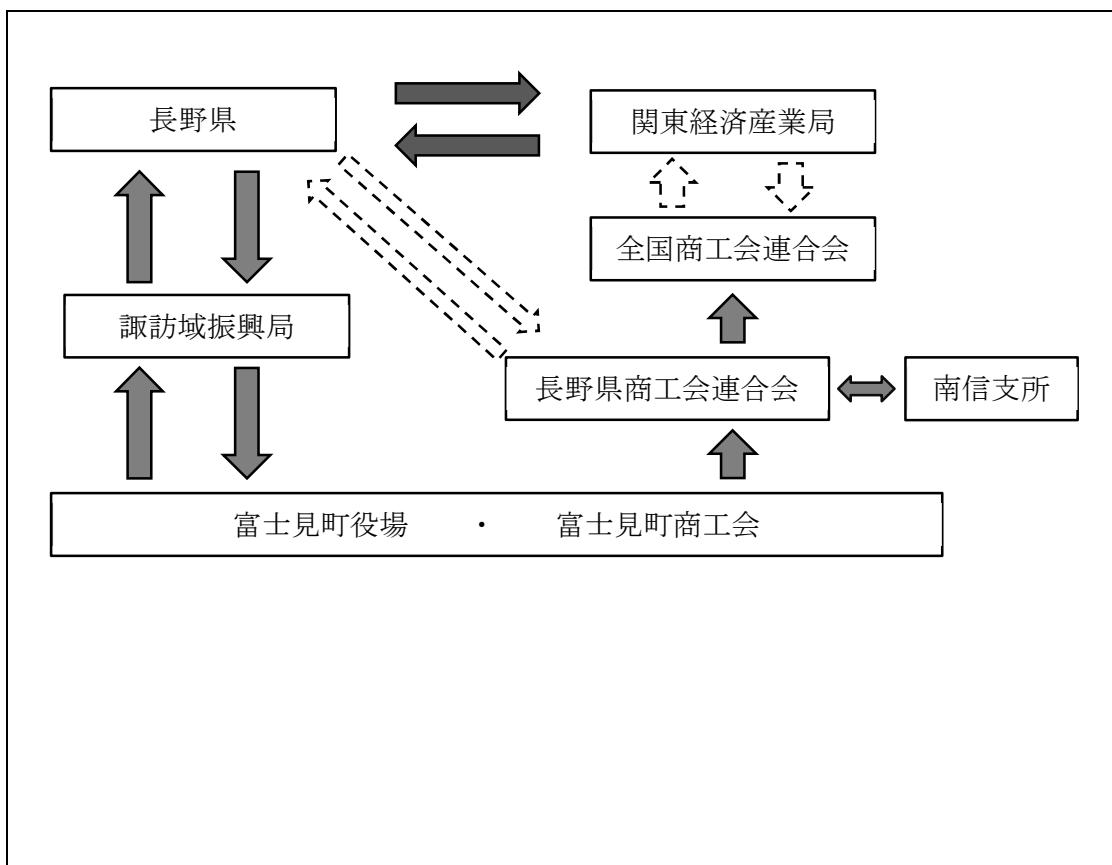
- ・本計画により、当商工会と富士見町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～数日間	1日に最低3回共有する
数日後～1ヶ月後	1日に最低1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被害地域での活動を行うことについて決める。
- ・当商工会と富士見町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当商工会と富士見町が共有した情報を、富士見町から長野県諏訪地域振興局商工観光課へ報告する。

※急を要する場合は、県担当課又は関東経済産業局が直接、情報収集を行うことがある。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、富士見町役場と相談する(当商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・安全が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被害事業者施策(国や県、市町村等の施策)について、町内小規模事業者等へ周知する。

(5) 町内小規模事業者に対する復興支援

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を連携する商工会及び長野県商工会連合会に相談する。

※ その他

- ・5(3)の内容について変更が生じた場合(生じるおそれがある場合を含む)は、あらかじめ県に相談する。

(別表2)

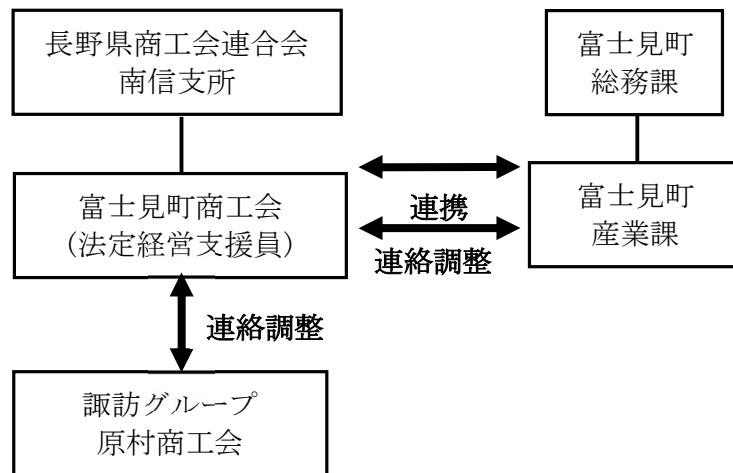
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年10月現在)

1 実施体制

実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する
経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名	所属	連絡先(携帯電話)
唐澤 理恵	富士見町商工会	後述3(1)参照

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1)商工会

富士見町商工会

〒399-0214 諏訪郡富士見町落合10078-1

TEL 0266-62-2373 / FAX 0266-62-5644

E-mail : fujimi@fujimi-ts.org

原村商工会

〒391-0104 諏訪郡原村6555

TEL 0266-79-4738 / FAX 0266-79-5718

E-mail : harasyo@po9.1cv.ne.jp

長野県商工会連合会南信支所

〒395-0034 飯田市追手町2丁目678 長野県飯田合同庁舎

TEL 0265-24-8406 / FAX 0265-21-2303

(2)関係市町村

富士見町役場

〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合10777

産業課 TEL : 0266-62-9228 / FAX : 0266-62-4481

E-mail : sangyou@town.fujimi.lg.jp

総務課 TEL : 0266-62-9326 / FAX : 0266-62-4481

E-mail : soumu@town.fujimi.lg.jp

その他

上記内容について変更が生じた場合(生じる恐れがある場合を含む)は、あらかじめ県に相談する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1. 必要な資金の額

(単位 千円)

項目	年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額		100	300	300	300	300	200
・専門家派遣費		50	100	100	100	100	50
・セミナー開催費		0	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ作成費		0	50	50	50	50	50
・郵送代		0	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費		50	50	50	50	50	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2. 調達方法

調達方法
会費収入、長野県補助金、富士見町補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 長野支店諒訪支社 長野県諒訪市諒訪2丁目2-7 取締役社長 金杉恭三
・長野県火災共済協同組合中信支部 長野県松本市中央1-23-1 理事長 柏木昭憲
連携して実施する事業の内容
連携する2社 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。 自然災害等のリスク及びその影響を軽減させるための取組みや対策を、講習会やパンフレット配布等により連携して周知・説明を行う。 主にあいおいニッセイ同和損害保険会社(株) ・小規模事業者に対し、BCP策定による実効性のある取組み支援等を行う。 個別相談会、セミナーを通して個社のBCP策定のための策定支援を連携して実施する。
連携して事業を実施する者の役割
あいおいニッセイ同和損害保険会社(株) ・事業者の損害保険の見直しを図り、災害時等に必要な保険を専門的立場から精査することにより、事業継続のための資金確保を図ることが期待できる。 ・セミナーの開催等に講師の派遣や資料の提供を受け、実効性のあるBCP策定を図ることができる。 長野県火災共済協同組合 ・被災時の復旧に必要な費用算定等で連携してあり、迅速な対応が期待できる ・BCP策定に必要な情報の提供を受け、実効性のある計画の策定と対応が図れる。
連携体制図等